最終更新日：2016年11月11日
アイコム株式会社
代表取締役社長　福井　勉
問合せ先：取締役総務部長　小路山憲一
証券コード：6820
http://www.icom.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は東京証券取引所が規定するコーポレートガバナンス・コードを踏まえコーポレートガバナンスの充実を図ることにより、経営の効率性・透明性の向上及び経営の健全性を確保するとともに株主をはじめとする取引先や地域社会等のステークスホルダーとの友好な信頼関係の維持強化に努め、当社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を実現します。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則1－2(4)】
直近の定時株主総会での議決権行使率は85%以上であり、議決権電子行使の採用や招集通知の英訳はコストと効果を勘案して検討してまいります。

【原則4－8　独立社外取締役の有効な活用】
現在1名の社外取締役を選任しております。当社の事業規模では現在の体制で実効的な経営監視機能を確保しておりますが、更にガバナンス体制の強化を図るため、最適な人材の人選をすすめ増員を検討致します。

【補充原則4－10(1)】
役員候補者の指名については社外役員が出席する取締役会にて指名理由等を説明のうえ審議をしております。また役員報酬については取締役会から一任決議を受けた代表取締役2名が株主総会で決議された報酬総額の枠内において決定しており、現在のところ任意の諮問委員会等の設置は予定しておりません。

【原則4－11　取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】
現在の取締役会は知識・経験・能力のバランス、規模の面で適切であると考えております。
また監査役には、財務や会計に関する業務の経験を有するものを選任しておりませんが、当社のような会計監査人設置会社では会計監査を直接実施するのは会計監査人であり、監査役は会計監査人による会計監査の方法及び結果が相当であるか否かを監査します。当社の監査役には法律等の専門的な知識や当社の商流について豊富な知識を有するものを選任しており、監督を実施するうえで問題はないと考えております。
なお、取締役会・監査役会の実効性については監査役会及び社外取締役との定期的な会合に於いて客観的な情報交換・認識共有を行うことでその確保に努めております。

【補充原則4－11(3)】
平成28年度中に取締役会は15回開催し経営上の重要事項は遅滞なく付議されました。取締役会の実効性確保のための分析・評価については、現状の社外取締役及び監査役会との定期的な忌憚のない意見交換により、客観的な情報及び認識の共有が十分図られていると思料しており、特段の評価結果の概要の開示については考えておりません。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1－4　いわゆる政策保有株式】
＜政策保有株式に関する方針＞
当社は投資先企業との協力関係の維持・強化が当社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に有効と考えられる場合に政策的に株式を保有する。 取締役会はその有効性に関してモニタリングを行う。
＜議決権行使の基準＞
株主として重大な損害を被る懸念がない場合は、原則として投資先との友好な関係の維持を考え議決権を行使する。

【原則1－7　関連当事者間の取引】
当社と主要株主等との取引については取締役会規程に基準を定め、一定額以上の取引は取締役会の決議を必要としています。また実際の取引実行における取引条件は、原則として第三者と同様の条件としています。

【原則3－1　情報開示の充実】
(1)会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画
経営理念等は当社ホームページをご参照ください。(http://www.icom.co.jp/)
経営戦略や経営計画は決算短信にて概要を開示しております。

(2)本コード(原案)のそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
本報告書 上記「1．1．基本的な考え方」をご参照ください。

(3)取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続
当社は、取締役会から一任決議を受けた代表取締役2名が経営陣幹部・取締役の報酬額を決定しております。
報酬額は、職位に応じた基本部分に個人及び会社の業績評価に基づく業績連動要素を加味して決定しております。また取締役の報酬額は株主総会で承認された報酬枠の範囲内で決定しております。
業績評価については年次業績等に基づく短期的な評価に加え中長期的な視点からも評価を行っております。このような業績評価は、短期的な業績主義に陥るリスクを排除するとともに当社の持続的成長と企業価値の向上に有効と考えております。

（4）取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続
　当社は取締役会において取締役及び監査役候補者の指名と経営陣幹部選任を決議しております。指名及び選任にあたっては、知識・経験・能力のバランスを考慮し、適切かつ迅速な意思決定、リスク管理、業務執行監視等の観点から適材適所かつ総合的に人選を行っております。

（5）取締役会が上記（4）を踏まえて経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明
　株主総会招集通知に、社外取締役及び社外監査役候補者の個々の選任理由と取締役及び監査役候補者の個々の経歴を記載しております。

【補充原則4－1（1）】
　当社は重要な資産の取得や処分、借財、債務保証あるいは投資等の案件について取締役会での決議を必要とする金額基準を定め、それに満たない案件の決定については、稟議規程、職務権限規程を含む社内規程に基づき適切な決裁者が決裁を行っております。

【原則4－9　独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
　当社ホームページの「社外役員の独立性に関する基準」をご参照ください。（http://www.icom.co.jp/ir/）

【補充原則4－11（1）】
　取締役会の構成についての方針は以下の通りであります。
（1）取締役会の人数は7名以内とし、活発な議論と迅速な意思決定が可能な範囲とする。
（2）取締役会は、経験、知識、専門性等において多様性を持つ構成とする。
（3）原則1名以上の社外取締役を選任し、取締役会の適切な意思決定を図るとともに、監督機能の一層の強化を図る。

　取締役候補者は以下の基準により人選を行い取締役会で決定します。
（1）社内取締役
　社内取締役は、国籍及び性別を問わず、豊富な業務上の専門的知識と経験、高いマネジメント能力を有し、取締役としての職務を適切に遂行できる人物を候補者とする。

（2）社外取締役
　社外取締役は、国籍及び性別を問わず、経営、法務、財務、一般管理等の専門的知識のみならず、専門分野以外においても豊富な経験、知見を有し、大局的見地から当社の経営について助言し職責を果たすことができる人物を候補者とする。

【補充原則4－11（2）】
　役員の兼職の状況は毎年、定時株主総会の招集ご通知に記載しております。

【補充原則4－14（2）】
　当社の取締役に求められる資質を持った方を取締役や監査役として選任しておりますが、新任の場合には、職責を果たす上で必要となる知識の理解・習得の機会としてコンプライアンス他の研修受講を積極的に勧めており、その後も必要に応じて受講できる体制を整備して、ガバナンスレベルの維持向上に努めております。

【原則5－1　株主との建設的な対話に関する方針】
＜株主との建設的な対話に関する方針＞
（1）ホームページを利用し情報発信の充実を図る、また株主からの問い合わせの窓口は経営管理部とする。
（2）情報開示にあたっては、総務部、経営管理部、経理部、その他関連部門が専門的な見地から意見交換を行い連携して情報を提供する。
（3）適時適切な情報開示を通じて当社の経営方針等に対する株主の理解を得るよう努める。
（4）株主との建設的な対話を通じて、経営陣は投資家の視点からの経営分析・課題等を吸収して当社の持続的な成長及び中長期的な企業価値の向上に努める。
（5）公正な情報提供を心掛け株主との間で情報の偏りが生じないように努めるとともにインサイダー情報については社内規程に従い管理の徹底を図る。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY	1,879,535	12.65
井上徳造	1,868,310	12.58
ギガパレス株式会社	1,472,500	9.91
公益財団法人アイコム電子通信工学振興財団	1,000,000	6.73
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	461,000	3.10
株式会社JVCケンウッド	445,500	3.00
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	336,400	2.26
明治安田生命保険相互会社	326,000	2.19
UBS AG LONDON A/C IPB SEGREGATED CLIENT ACCOUNT	254,500	1.71
株式会社三菱東京UFJ銀行	243,800	1.64

支配株主（親会社を除く）の有無	―――

親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	電気機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
吉澤　晴幸	他の会社の出身者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
吉澤　晴幸	○	―――	経営者として長年にわたる豊富な経験と幅広い知見を有するとともに取引所が規定する独立性基準の項目及び当社の「社外役員の独立性に関する基準」のいずれにも該当せず、一般株主と利益相反が生じる恐れがないものと判断したため。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名

監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査については、監査室が3名の体制で部門別業務監査を実施しており監査の結果、改善の必要がある部門に対しては常勤監査役が出席のもと監査報告会を実施し、改善点を明確にしたうえで提言を行っております。監査役監査については、3名（常勤1名、社外監査役2名）の体制で、各事業所の内部統制システムの整備・運用状況及び法令遵守状況を中心に監視・監督を行い、企業不祥事の未然防止に努めております。また、期末決算毎に、棚卸監査スケジュールに沿って常勤監査役が会計監査人の現物実査に立会するとともに、随時ミーティングを実施し意見の交換を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
梅本　弘	弁護士										○			
杉本　勝徳	その他										○			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
梅本　弘	○	当該社外監査役が代表社員を務める弁護士法人と当社とは法律顧問契約を締結しておりますが、その独立性に影響を与えるような多額の金銭の支払いは行っておりません。	弁護士としての専門知識のみならず、異業種企業の社外監査役等の豊富な経験から専門分野以外においても幅広い知見を有するとともに取引所が規定する独立性基準の項目及び当社の「社外役員の独立性に関する基準」のいずれにも該当せず、一般株主と利益相反が生じる恐れがないものと判断したため。
杉本　勝徳	○	当該社外監査役が代表者を務める特許事務所と当社とは知的財産権に関する顧問契約を締結しておりますが、その独立性に影響を与えるような多額の金銭の支払いは行っておりません。	弁理士としての専門知識のみならず、所属団体の主要役員等の豊富な経験から専門分野以外においても幅広い知見を有するとともに取引所が規定する独立性基準の項目及び当社の「社外役員の独立性に関する基準」のいずれにも該当せず、一般株主と利益相反が生じる恐れがないものと判断したため。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

平成12年度、平成13年度、平成15年度に実施しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社内監査役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員

該当項目に関する補足説明

当社は、子会社のうち国内の子会社に限り、その役員および従業員にストックオプションを付与しております。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

平成28年度に係る役員報酬は次のとおりであります。
・取締役に支払った報酬 6名 133,800千円（うち社外取締役1名 3,840千円）
・監査役に支払った報酬 3名 15,960千円（うち社外監査役2名 6,960千円）

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

―――

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役および社外監査役を補佐する専任スタッフは配置しておりませんが、総務部が補佐にあたることとしており、情報提供は社内イントラネットも活用して行っております。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

1．現状の体制の概要
当社は、監査役会設置会社であり執行役員制度を採用しております。
取締役会の他、月次の営業状況をはじめ経営情報を共有し、経営上の課題やリスク等を検討する会議として経営会議を設置しております。経営会議は監査役を含む役員、執行役員及び主要な部長クラスが出席し、原則月１回の頻度で開催します。
取締役6名のうち社外取締役1名、監査役3名のうち社外監査役2名を選任するとともに全員を独立役員に指定しております。

2．監査役の機能強化に関する取り組み状況について
前記「監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況」に記載の通り、監査役、内部監査部門（監査室）及び会計監査人の連携を密にする等、実効的な監査役監査の実施に取り組んでおります。

監査の人員等は次のとおりです。
（1）監査人員
・監査役3名（内：社外監査役2名）
・内部監査部門3名

（2）会計監査の状況
業務を執行した公認会計士
・氏名：廣田壽俊（新日本有限責任監査法人）
・氏名：中尾志都（新日本有限責任監査法人）

（3）会計監査業務に係る補助者の構成
・公認会計士 6名
・その他 5名

(4)監査報酬
新日本有限責任監査法人に以下の報酬を支払っております。
・平成28年度の監査証明に係る報酬　30百万円

3. 社外役員との責任限定契約
当社と社外取締役及び社外監査役とは会社法第423条第1項の損害賠償責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

社外取締役・社外監査役により独立した立場から経営の監視監督を行うとともに、監査役会、会計監査人及び内部監査部門(監査室)の連携を密にすることにより、経営の意思決定と業務執行に対する監督機能は合理的に確保されると考え、現在の体制を採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	定時株主総会は集中日を避けて開催しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	決算短信、有価証券（四半期）報告書、ニュースリリース等を掲載	
IRに関する部署（担当者）の設置	経営管理部長　植畑敬一	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	各関連規程等に規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	本社他6事業所でISO14001（環境ISO）の認証を取得、海外を含め大規模災害の発生地に緊急連絡用の無線機を寄贈する等、環境保全活動およびCSR活動に取り組んでおります。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は会社法及び会社法施行規則に基づき、次のとおり内部統制システム構築の基本方針を定め実効性のある体制の整備に努めております。

＜取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制＞
法令、社会的規範及び定款を遵守するための行動の基準を明文化するとともに、社内規程において、取締役会に関する事項、取締役の権限に関する事項及びコンプライアンスに関する事項、その他必要な事項を定める。

＜取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制＞
社内規程の定めるところにより保存及び管理を行う。

＜損失の危険の管理に関する規程その他の体制＞
1．予期せぬ損失の危険性を最小限にするために、損失の危険に関する予兆が使用人から取締役に報告され、取締役会その他主要会議で多面的に検討できる体制を整備する。
2．与信管理、不正防止及び訴訟の予防、その他必要な事項を社内規程に定める。

＜取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制＞
1．執行役員制度を導入することにより、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を明確に分離し、経営の効率化と責任の明確化を図る。
2．取締役が経営課題を適時に把握した上で重要な意思の決定ができるよう、執行役員を含めた会議を設け、情報を共有するとともに課題を多面的に検討できる体制を整備する。
3．IT技術を利用したシステムの整備等、迅速な意思決定が行われる体制の整備をすすめる。
4．子会社を含む全社の経営情報を共有化するための会議を設けるとともに、中長期的な経営課題に沿って各部門が目標を設定し管理ができる体制を整備する。

＜財務報告の信頼性を確保するための体制＞
財務報告に係る内部統制の仕組みを整備し必要な事項を社内規程等で定めるとともに、法令及び社内規程等に基づく適正な会計処理と適切な情報の開示が行われるための体制を整備する。

＜使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制＞
法令、社会的規範及び定款を遵守するための行動の基準を明文化するとともに、社内規程において、職務権限、コンプライアンス及び内部通報に関する事項、その他必要な事項を定める。

＜当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制＞
1．子会社を含む全社の経営情報を共有化するための会議を設けるとともに、子会社の管理に必要な事項（取締役等の職務執行状況の報告、職務の執行が効率的かつ法令及び定款に適合することを確保するための事項、子会社の損失の危険の管理に関する事項等）を社内規程に定める。
2．子会社との重要な取引については複数の部門がそれぞれの観点で取引内容を確認することができる体制を整備する。

＜監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項＞
当該使用人の人選、人事異動及び人事考課については、事前に監査役の承認を得ることとする。

＜当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制及び当該報告をしたことを理由として報告者が不利な取扱いを受けないことを確保するための体制＞
監査役は取締役会、経営会議その他重要な会議に出席する。また次のことを社内規程等に定める。
（1）内部監査の結果を監査役に報告すること
（2）内部通報に関する事項
（3）子会社を含む全社の取締役及び使用人は当社及び子会社に影響を及ぼす可能性のある重要な事実を知ったときは直ちに監査役に報告すること、及び監査役に報告を行った者は、その行為により不利な取扱いを受けないこと。

＜当社の監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項＞
監査役は職務執行のために必要な費用を会社に請求できることを社内規程に定める。

＜その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制＞
取締役は監査役から経営情報の提供を求められたときはすみやかに提供する。また監査役が内部監査部門及び会計監査人と円滑な連携を図るために協力するものとする。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1.反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
当社は反社会的勢力と一切の関係を持ちません。また反社会的勢力から接触を受けた時はただちに警察等のしかるべき機関に情報を提供するとともに、暴力的な要求や不当な要求に対しては弁護士等を含め外部機関と連携して組織的に対処します。

2.反社会的勢力排除に向けた整備状況
（1）「アイコム行動基準」に反社会的勢力と取引を行わない、不当な要求には応じない旨を定めております。また法令、社会的規範および企業倫理に反した事業活動は行わないことを職制で指導するとともに内部通報制度を整備しております。
（2）企業防衛対策協議会に加盟しており、その他に所轄警察署および株主名簿管理人等から関連情報を収集して不測の事態に備え最新の動向を把握するよう努めております。またこれらの勢力に対する対応は総務部が総括し必要に応じて外部機関と連携して対処致します。″

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

コーポレート・ガバナンス体制の模式図
下記のとおり

適時開示体制の概要
1. 開示事項の把握
　当社および当社企業集団に関する経営上の重要事項についての報告・決定は経営会議および取締役会で行っております。
情報取扱責任者である総務部長は、経営会議および取締役会の会議出席者であり、両会議の内容に開示が必要な事項または当社が開示すべき情報と判断する事項が含まれていないか代表取締役社長とともに確認を行っております。
　社内の規程（稟議規程）に基づき会議に付議されず決裁書面等で処理をされる事項についても情報取扱責任者が稟議管理を主管する部門長として、その内容を掌握しております。
　その他、緊急時などにより口頭にて速報が行われる場合で経営上の重要事項に関するものは連結子会社のものを含め代表取締役社長または情報取扱責任者に迅速な報告がなされるよう、内部統制システムの充実、維持に取り組んでおり内部統制システムが有効に機能しているかのモニタリングは監査役および内部監査部門が行っております。

2. 開示の手続
　代表取締役社長と情報取扱責任者が連携をとり重要な会社情報の内、適時開示規則で開示を求められるもの、及び当社が開示すべき情報と判断するものについて開示の指示を開示実務担当部（経営管理部）に行います。また開示後の資料は当社ホームページにも掲載しております。

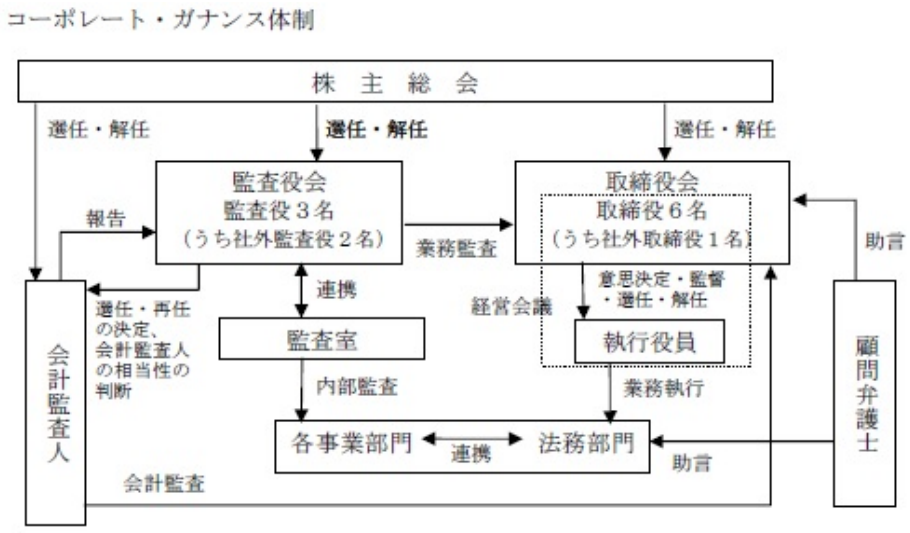

適時開示体制

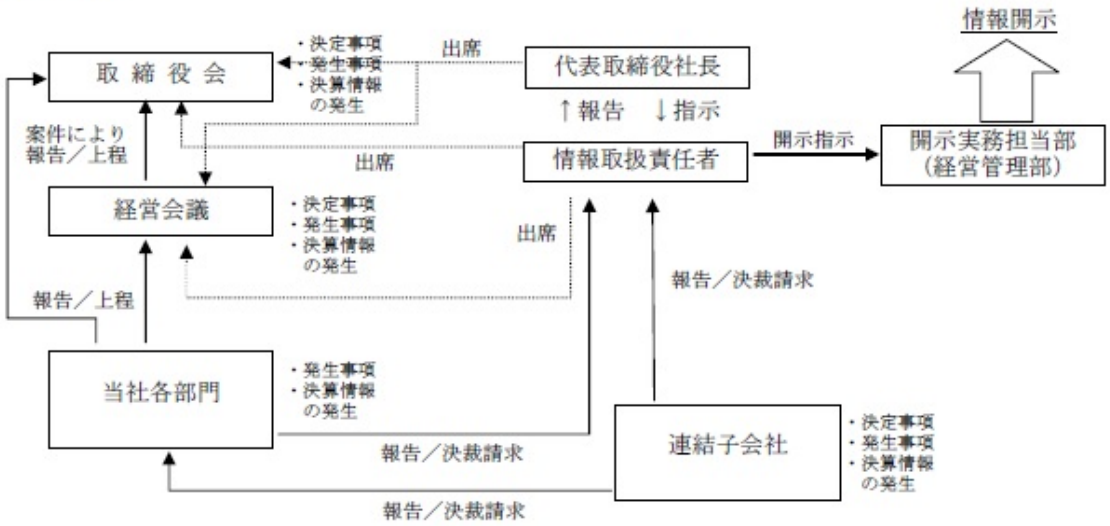
情報開示
取 締 役 会
・決定事項
・発生事項
・決算情報の発生
出席
代表取締役社長
↑報告　↓指示
案件により報告／上程
出席
情報取扱責任者
開示指示
開示実務担当部（経営管理部）
経営会議
・決定事項
・発生事項
・決算情報の発生
出席
報告／決裁請求
報告／上程
当社各部門
・発生事項
・決算情報の発生
報告／決裁請求
連結子会社
・決定事項
・発生事項
・決算情報の発生
報告／決裁請求